

# 千葉市

## パートナーシップ

### 宣誓制度



千葉市では、

「すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現」を目指す取り組みの1つとして、「千葉市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

#### どんな制度なの？

LGBT\*の方や事実婚の方など、同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとする二人が宣誓を行い、市がその宣誓を証明する制度です。

\*LGBTとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障害などで、心と身体の性が一致しない人等）の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称の一つです。



#### 宣誓することができる方

- ① 成年に達していること
- ② 千葉市民であること、又は転入を予定していること
- ③ 配偶者がいないこと
- ④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ⑤ 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

#### 宣誓に必要なもの

- ・ 現住所を確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ 独身であることを証明する書類（戸籍全部事項証明書等）
- ・ 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等）



#### 令和5年4月1日～ ファミリーシップ制度を開始します！

未成年のお子様がいる場合、証明書や証明カードに記載することができます。宣誓者との関係が確認できる書類（続柄入りの住民票等）をご持参ください。  
※15歳以上のお子様の記載を希望する場合はお子様の同意が必要です。

## 宣誓から宣誓証明書・宣誓証明カード受領まで

### 1 事前予約



事前に男女共同参画課に  
電話、FAX、メールでご連絡ください。

### 2 来庁



調整した日時に、必要書類をお持ちの上、  
二人そろって男女共同参画課まで  
お越しください。

### 3 宣誓



宣誓書及び必要書類を確認し、  
不備等がない場合、宣誓が完了します。

### 4 証明書等の交付申請



宣誓後、「パートナーシップ宣誓証明書」  
又は「パートナーシップ宣誓証明カード」の  
交付を希望する場合は、  
申請してください。

### 5 証明書等の受取



宣誓証明書・宣誓証明カードが  
交付されます。(即日交付にはお時間を  
いただきます)。



※このイラストは、市内在住の中学生による  
デザインです。千葉市の鳥・コアシサシを  
モチーフにしています。

## LGBT 専門相談

千葉市では、日常生活においてLGBT当事者やその周囲の方が抱える悩みなどを解消するため、性の多様性について理解のある相談員が対応する「LGBT専門相談」を実施しています。「同性を好きになった」「自分の性別に違和感がある」など、一人で悩まず気軽にご相談ください。



**対象** 市内に在住・在勤・在学している方

**電話番号** 043-245-5440


**LINE** 右の二次元コードを読み取り「友だち追加」してください。

**相談日時** 毎月第1月曜日 19:00~22:00

毎月第3日曜日 10:30~13:30

相談受付は終了の30分前まで

※原則上記の時間で受け付けますが、詳細は市ホームページをご覧ください。

千葉市 LGBT専門相談  で検索



LINE



千葉市  
ホームページ  
(LGBT 専門相談)


## パートナーシップ宣誓事前予約・お問い合わせ先

### 千葉市市民局生活文化スポーツ部 男女共同参画課

住所：〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1  
TEL：043-245-5060 FAX：043-245-5592  
Mail：danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

宣誓制度に関する詳細  
(手続き方法や必要書類等)は、  
市ホームページをご覧ください。



千葉市 パートナーシップ  で検索